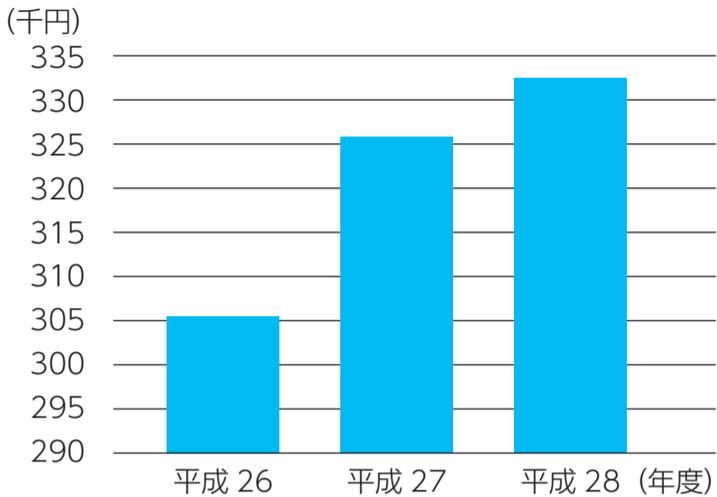


# 特集 もっと知ってほしい 国民健康保険 2018



加入者一人当たりの保険給付費 (※)



※保険給付費とは、国保加入者の医療費のうち国保が負担した費用です

国民健康保険 (以下、国保) 制度は、万一の病気やけがなどの場合に安心して病院などを受診できるよう、皆さんが納める国保料と国・県・市からの補助金などを財源として運営しています。

国保は、高齢化の進展に伴い多くの高齢者が「後期高齢者医療制度」へ移行するなどの理由により、加入者は減少傾向にあります。近年の急速な高齢化や医療技術の高度化、生活習慣病患者の増加などのさまざまな要因から、一人当たりの保険給付費は年々増加しています。

このため、以前と比べて少ない加入者で、以前よりも多くの医療費を負担する必要があるという状況が続いています。



国保の厳しい財政状況が続いています

納入通知書を世帯主 (国保加入者でない場合も含む) 宛てに6月15日 (金) に発送します。納入通知書には、平成30年度に納める国保料の内訳や納期などの大切な情報を記載していますので、必ずご確認ください。

市の国保料は、5面に示す計算により世帯単位で決まります。国保料の所得割額の計算対象となる主な所得などは、納入通知書同封のリーフレットまたは市ホームページをご確認ください。



## 平成30年度国保料納入通知書を発送します

## 平成30年度の国保料の改正点 (国の法改正)

- 据え置き** 国保料率 (所得割額の計算率、均等割額、平等割額) は据え置きです
- 引き上げ** 医療分の最高限度額が引き上げられました (下表)
- 拡大** 均等割額と平等割額の法定軽減を判定する所得範囲が拡大しました (下表)

	平成29年度限度額	平成30年度限度額
医療分	54万円	58万円

軽減割合	平成29年度軽減判定所得	軽減割合	平成30年度軽減判定所得
6割	33万円 + (27万円 × 加入者の人数※) 以下	6割	33万円 + (27万5千円 × 加入者の人数※) 以下
2割	33万円 + (49万円 × 加入者の人数※) 以下	2割	33万円 + (50万円 × 加入者の人数※) 以下

※「加入者の人数」には、同じ世帯の中で国保から後期高齢者医療制度に移行した人も含めます

## 国保の所得申告書を提出しましょう

国保料は加入者全員の前年の所得から計算します。そのため平成30年度国保料を計算する際に、平成29年中の所得が不明な人がいる世帯の世帯主へ6月15日 (金) に「国民健康保険料所得申告書」を発送します。届いた場合は、対象者の収入の有無に関わらず提出してください。申告がない場合、正しい国保料の計算ができないだけでなく、限度額適用認定証などの交付時に、適正な自己負担額が把握できない場合があります (申告の内容によっては、国保料が変わらないこともあります)。

**【提出先】** 国保・年金課 賦課担当 (2番窓口)、支所、出張所

※郵送でも受け付け可 (国保・年金課のみ)

## 松山市国民健康保険加入者の特定健康診査

国が定めた年1回の健診です。必ず受けてください。

対象は40~74歳の「松山市国民健康保険」加入者

- ①どんな病気がわかるの?**  
高血圧・糖尿病・脂質異常症など、将来日常生活が脅かされる可能性のある生活習慣病の兆候を見つけます。
- ②病気が見つかったら怖い...**  
早く見つけて病院で診てもらいましょう!!  
怖いと避けていると後で大変なしっぺ返しがかかるかもしれません...
- ③お金はどれくらいかかるの?**  
自己負担0円! (通常約1万円かかる健診費用は全て松山市が負担します)
- ④どんな内容が受けられるの?**  
身体計測・血圧測定・血液検査・尿検査・診察・心電図検査が受けられます。
- ⑤年1回って言うけど、別に毎年受けなくても...**  
毎年受けることで小さな兆候を見逃さず、早く

対処できます。その時の健診結果で異常なしでも、その後もずっと異常なしが保証されるわけではありません!!

### 【受診方法】

「特定健康診査受診券」送付時 (5月下旬に郵送) に同封の「健診のしおり」をご覧ください。

### 【特定保健指導】

特定健康診査で、メタボリックシンドロームの該当者とその予備群と判定された人に、特定保健指導をおすすめしています。対象者には緑色の封筒で案内を送付します。

特定保健指導とは、メタボリックシンドロームから脱出するための支援です。専門職 (保健師・管理栄養士・理学療法士) と一緒に、運動や食事を中心とした生活習慣の改善に取り組みましょう。



## 医療費抑制のために家計にもやさしいジェネリック医薬品を



医師が処方する薬には、新薬である先発医薬品のほかに、その特許期間終了後に販売されるジェネリック医薬品 (後発医薬品) があります。

ジェネリック医薬品は、国により先発医薬品と同等の効き目や安全性が認められたものです。希望する際には医師・薬剤師へ相談しましょう (薬によっては変更できない場合もあります)。

医療費のさらなる増加が見込まれる中、国保制度の維持のためにもジェネリック医薬品で薬代を節約することは有効な取り組みです。本市でもジェネリック医薬品の普及促進に努めています。

## 国保料の計算方法

※国保料は月単位であり、月の途中から加入した場合でも日割り計算とはなりません。また、納付義務者は世帯主です

		医療分	支援分	介護分
		(0～74歳までの人で後期高齢者医療制度を支援する国保料)	(40～64歳までの人で介護保険制度を支える国保料)	
所得割額	世帯の加入者の所得に応じて計算	加入者全員の「平成29年中の基礎控除後の総所得金額等」(*) <b>×9.4%</b>	加入者全員の「平成29年中の基礎控除後の総所得金額等」(*) <b>×3.4%</b>	40～64歳の加入者全員の「平成29年中の基礎控除後の総所得金額等」(*) <b>×2.7%</b>
均等割額	世帯の加入者の人数に応じて計算	加入者の人数 <b>×23,520円</b>	加入者の人数 <b>×8,040円</b>	40歳～64歳の加入者の人数 <b>×7,320円</b>
平等割額	一世帯にいくらかと計算	<b>21,840円</b>	<b>6,960円</b>	<b>4,680円</b>

**あなたの世帯の国保料** = **医療分の合計** + **支援分の合計** + **介護分の合計**

※国保料は10円未満の端数を医療分・支援分・介護分のそれぞれで切り捨てます

最高限度額	各限度額を超えて納める必要はありません	<b>58万円</b>	<b>19万円</b>	<b>16万円</b>
-------	---------------------	-------------	-------------	-------------

<b>国保料の内訳</b> 国保料の内訳は年齢によって異なります	40歳未満の人………国保料＝医療分＋支援分（介護分の負担はありません）
	40～64歳の人………国保料＝医療分＋支援分＋介護分
	65～74歳の人………国保料＝医療分＋支援分（65歳以上の介護保険料は国保料とは別に納めます）

\* 「平成29年中の基礎控除後の総所得金額等」とは、平成29年1月1日から12月31日までの1年間の総所得金額等から基礎控除33万円を差し引いた金額

**国保料の納付方法と納期**

国保料を納める義務は、国保加入者がいる世帯の世帯主にあると法律で定められています。

● **納付書による納付（普通徴収）**  
 金融機関（四国内のゆうちょ銀行および郵便局を含む）のほかに、コンビニエンスストアで納付できます。

● **口座振替による納付（普通徴収・要手続き）**  
 一度手続きをすれば、翌年度以降も自動的に振り替えが継続されるので大変便利です。納入通知書に同封の申込はがきに必要事項を記入・押印し、直接または郵送で国保・年金課へ提出してください。

● **普通徴収（納付書による納付）**  
 または**口座振替**の納期は年10回、納期限は原則6月か

ら翌年3月までの各月末（12月のみ25日）です。

● **年金天引き（特別徴収）**  
 国保加入者全員が65歳以上75歳未満の世帯の国保料は、原則として世帯主の年金から天引き（特別徴収）となります。年金天引きは、偶数月（年金支給月の年6回）です。年金天引きの対象になると納付書払いに変更することはできませんが、口座振替に変更することができません。口座振替を希望される人は、手続きが必要となります。

**納期限までに納付が困難な場合はご相談ください**

やむを得ない事情などにより各期の納期限までに納められない場合は、納付相談を行っていますので、必ず相談してください。

**今後のスケジュール**

● **被保険者証などの様式が変わります**  
 国保制度改革により平成30年度から被保険者証や限度額適用・標準負担額減額認定証などの様式が変わります。切り替え時期は、次の各一斉更新の時期からを予定しています。

● **新しい国保証は7月末までに郵送**  
 現在の国保証は有効期限が7月31日です。新しい国保証は7月末までに各世帯に郵送します。  
 ※詳細は、今後市ホームページや広報まつやまでもお知らせする予定です

● **「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請受け付けは7月初旬ごろから（予定）**  
 国保加入者の保険診療分の負担額を抑えることができる「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請受け付けは、7月初旬ごろからを予定しています。すでに持っている人も更新手続きが必要です。



**国保のQ & A**

◎ **昨年度より国保料が高いのですが、理由がわかりません。**  
 ① 次のいずれかに該当すると昨年度に比べて国保料が高くなる可能性があります。  
 ○ 国保に新しく加入した人がいる  
 ○ 国保加入者の前年の所得が一昨年より増えている  
 ○ 国保加入者で、40歳になった人がいる  
 ○ 申告が必要にもかかわらず、国民健康保険料所得申告書をまだ提出していない  
 ○ 後期高齢者医療制度への移行に伴う軽減割合の変更（2分の1⇒4分の1）、または軽減期間が終了している  
 ○ 最高限度額引き上げの影響（医療分＝平成29年度54万円⇒平成30年度58万円）がある

◎ **現在は、会社に就職して社会保険に加入しています。それなのに国保料の納入通知書が届きました。なぜですか？**  
 ① 国保の資格喪失の届け出を行ってください（郵送でも受け付け可）。勤務先の健康保険などに加入したことにより、自動的に国保の資格を喪失することはありません。ただし、資格喪失手続きが完了していても、同じ世帯で他に国保に加入している人がいると、世帯主が国保に加入していない場合でも、納入通知書は世帯主宛てに届きます。



**賦課決定（料金計算）の期間制限（国保法第110条の2）**

**ご注意ください**

- 平成27年度以降の国保料は、計算に2年間の期間制限が設けられました。
- 例えば、平成28年度国保料が同年6月に賦課決定された世帯の場合は、今年度の7月1日以降は増額も減額も処理できません。
- 国保をやめる届け出や所得申告書の提出が遅れた場合などで上記の期間制限に該当すると、納付した国保料を還付できなくなりますので注意してください。

**【お問い合わせ】** 〒790-8571 国保・年金課（市役所別館3階）の下記担当へ  
 （ファクス、eメールは共通 ☎934-2631、✉kokuhonenkin@city.matsuyama.ehime.jp）

- 国保料の計算・所得申告書・特別徴収＝賦課担当（2番窓口）……………☎948-6365
- 加入・脱退・証再交付＝資格担当（3番窓口）……………☎948-6363
- 高額療養費・限度額適用認定証など＝給付担当（5番窓口）……………☎948-6361
- 国保料の納付、納付相談＝収納担当（1番窓口）……………☎948-6864
- 口座振替・納付証明・保健事業＝総務・医療制度担当（6番窓口）……………☎948-6376

※ 特定健康診査・特定保健指導＝健康づくり推進課（市保健所〈菖町六丁目〉1階）……………☎911-1819・☎925-0230

国保料の軽減や減免などその他詳しくは納入通知書同封のリーフレット『松山市国保だより平成30年度 国民健康保険料のご案内』または市ホームページをご確認ください。

松山市 国保 検索 ◀